参考様式第５－１号

新農林発第 2582 号
令和 8年 11月 12日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

新庄市長　山科　朝則

市町村名 （市町村コード）	新庄市 （205）
地域名 （地域内農業集落名）	谷地小屋・太田・荒小屋・高壇地区 （谷地小屋、太田、荒小屋、高壇）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月22日 （第2回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

谷地小屋・太田・荒小屋・高壇地区では、後継者のいない農家の割合は高く、地区内で中核的担い手となり得る後継者を育成するとともに、そのような担い手への農地の集約が急務である。
また、将来的に地区の中核的担い手が耕作意向を示す農地面積より、作り手がいない面積が多く生じた場合、地区外からの入作受入れを検討していく。

（2）　地域における農業の将来の在り方

谷地小屋集落の**利用者以外の**中核的担い手は7経営体、太田集落は3経営体、荒小屋集落は1経営体、高壇集落は**3経営体**となっており、将来の地区内農地については、中核的担い手への集約化を加速化していくこととする。また、持続可能な営農を実現していくために、既存の営農方法だけでなく様々な枠組みの営農を検討・実施していくことが必須である。なお、転作畑作物のそばの生産についても引き続き取り組んでいく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		229.1 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	229.1 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

今後の地域計画の話し合いの中で、農用地区域については確認整理していく予定である。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
経営規模拡大意向のある地域営農を担う中核的担う者や新規就農者が地域内農地を優先的に耕作していくこととする。地域内営農者相互に農地の出し手情報の交換及び収集を図りながら、現担い手やこれから地域営農を担う者へ農地の集約化を働きかけていきたい。
（2）農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化をより推進していくため、出し手となる農地所有者は原則農地を農地中間管理機構へ貸し付けていくこととする。地域営農者が病気やケガなど様々な事情により営農の継続が困難になる場合については、農地中間管理機構の農地バンクとしての機能を活用し、農地の円滑な耕作継続が出来るよう新たな受け手への貸し付け等を進めていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
高壇地内の基盤整備が完了し、より効率的で省力化された営農を実践するためには圃場の大規模化及び農業用機械の大型化が必須となっている。よって圃場の大規模化に資する基盤整備事業について、地域の担い手を31経営体としたうえで、今後も将来の担い手で話し合い、行政及び土地改良区と歩調を合わせ検討していく
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手が営農をしていく上での意向を踏まえながら、市及び農業協同組合、土地改良区などの営農に関わる各種組織と連携しながら、地域の担い手の確保・育成に取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】